

第 3940 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 2月18日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 改正された租税特別措置法

**Q**：今年の税制改正では、租税特別措置法を見直すとしていましたが、どのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

今年度の税制改正では、租税特別措置法の内容を全面的に見直すと言われていましたが、大幅な見直しは先送りとなり、次のような改正（主な法人税関係）に止まりました。法人税率の引下げも見送りです。

#### ① 廃止

- ・情報基盤強化税制
- ・特定電気通信設備等の特別償却制度
- ・資源再生化設備等の特別償却制度
- ・優良賃貸住宅の割増償却制度のうち中心市街地優良賃貸住宅に係る措置など

#### ② 延長・拡充

- ・中小企業投資促進税制を2年延長
- ・中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を2年延長
- ・交際費等の損金不算入制度と中小法人の損金算入の特例を2年延長
- ・使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例を2年延長
- ・中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置を2年延長
- ・中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金1億円以下の法人による仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加など

